

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	防衛省
-------	-----

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
駐留軍等労働者労務管理機構	特定事業執行型(その他(共済・保険・労務提供等型)、資産債務型)	駐留軍等に対する労務提供等					前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員に対して、中期目標期間の期末(平成22年度)までに20%の人員削減を実施し、人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15%の縮減を図ることとしている。このため、業務運営の効率化を図るため、業務全般を見直し、業務の集約化を図り、機械的・定型的業務、民間の知識・技術を活用できる業務について、応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等のアウトソーシングを計画しているほか、業務・システムの最適化として、サーバの本部集中化等を計画している。さらに、平成20年度において本部事務所の移転を計画している。	平成18年度においては、業務の集約化によるポストの削減等、平成19年度においては、呉支部と岩国支部の統合等を実施したところ、平成20年度以降、引き続き業務の集約化によるポストの削減を行うとともに、在日米軍の再編状況等を踏まえ、那覇支部及びコザ支部並びに富士支部及び座間支部の統合を計画している。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表「その2-」

法人名		駐留軍等労働者労務管理機構		府省名	防衛省	
沿革		平成14年3月31日まで防衛施設庁及び関係都県が処理していた駐留軍等に対する労務提供等の業務の一部を行う組織として、平成14年4月1日に新たに設立				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
			3人	2人	0人	374人
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	4,930	4,643	4,184	4,087	
	特別会計	0	0	0	0	
	計	4,930	4,643	4,184	4,087	
	うち運営費交付金	4,523	4,307	4,184	4,087	
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	
	うちその他の補助金等	408	336	0	0	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		4,930	4,643	4,184	4,087	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度	平成18年度			
		937			266	
	発生要因	経費の抑制の実施に伴う執行残等（平成17年度は前中期目標期間の総計）				
	見直し案	－				
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度			
		0	27			
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
		4,391	4,238	4,362	4,265	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		－				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		中期目標において、組織の抜本的な見直し（支部の統廃合を含む。）、アウトソーシング及び業務・システムの最適化等を推進することにより、前期中期目標期間の期末（平成17年度末）の人員に対して、中期目標期間の期末（平成22年度）までに20％の人員削減を実施し、人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15％の縮減を図ることを指示している。 機構は、これらの目標を達成するために、業務全般を見直し、業務の集約化及びアウトソーシングの活用等により、ポストの削減及び支部の統合等を実施するとともに、業務・システムの最適化等を推進することにより、各年度平均して、人員について4％の削減、機構運営関係費について、人件費の4％及び物件費の2％の抑制を計画した。 平成18年度においては、業務の集約化等により、人員4％を削減し、人件費7.4％、物件費3.3％を抑制するなど着実に取り組んでいるところである。				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		三沢支部	横田支部	横須賀支部	座間支部
	所在地		青森県三沢市	東京都昭島市	神奈川県横須賀市	神奈川県座間市
	職員数		16人	36人	52人	36人
	支部・事業所等で行う事務・事業名		駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	182(2)	401(△4)	621(29)	419(△4)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	182(2)	401(△4)	621(29)	419(△4)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		富士支部	岩国支部	佐世保支部	那覇支部
	所在地		静岡県御殿場市	山口県岩国市	長崎県佐世保市	沖縄県浦添市
	職員数		5人	24人	17人	46人
	支部・事業所等で行う事務・事業名		駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等	駐留軍等に対する労務提供等
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	49(1)	261(△41)	198(△6)	514(△10)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	49(1)	261(△41)	198(△6)	514(△10)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		コザ支部		(本部)	備考
	所在地		沖縄県沖縄市			・ 機構運営関係費は、職員数(平19.1.1)で、基地従業員関係費は、管内に所在する米軍施設で勤務する駐留軍等労働者数(19.1.末)で、それぞれ按分したものである。 ・ なお、平成19年4月1日付で呉支部を岩国支部に統合したため所要の調整をしている。
	職員数		63人			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		駐留軍等に対する労務提供等			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	718(△6)		724(△58)	
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	718(△6)		724(△58)	

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		特定事業執行型(その他 (共済・保険・労務提供等型))、資産債務型
事務・事業名		駐留軍等に対する労務提供等
事務・事業の概要		駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。 また、当該業務は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施されているところである。具体的には、在日米軍は、必要に応じて日本側に労務提供の要求を行い、日本側は米側と調整の上、雇用契約を締結し米側に提供している。駐留軍等労働者の給与については、米側において就業状況を記録し、当該記録を日米間で確認した上、日本側が支給している。さらに、駐留軍等労働者の配置転換、制裁、解雇及び保護衣の貸与等については、米側の発議や要求により日米間でその合規性、必要性等について調整の上、日本側が実施している。 日本側が実施する業務については、雇用主として意思決定しなければならない雇用契約の締結や給与の決定等は国が、駐留軍等労働者や在日米軍との調整を含むその他の業務については、国と緊密に連携を図りつつ、機構が行っている。 このように、機構は、我が国の責務を分担し労務提供等の業務を実施することにより、我が国防衛の柱である日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制の一翼を担っているところである。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	4,087百万円（△97百万円）
	支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	4,087百万円（△97百万円）
事務・事業に係る定員（19年度）		368人

(1)
事務・事業
のゼロベース

①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、合衆国政府との間で締結された労務提供契約上の責務を果たすためのものであり、同種の業務を行う民間主体はない。
	廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。 この事務を廃止した場合、在日米軍に対して円滑な労務の提供を行うという日本国の責務が果たせないばかりか、在日米軍の活動に支障を来し、日米安全保障体制はもとより、極東における国際の平和及び安全に影響を及ぼすおそれがある。 したがって、駐留軍等に対する労務提供等の業務を廃止することはできない。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事務・事業： 駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。
	事業開始からの継続年数	55年
	これまでの見直し内容	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、日米地位協定上の日本側の役割は変わっていない。
④	国の重点施策との整合性	経済財政改革の基本方針2007においては、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める観点から、「防衛計画の大綱」に基づき、多様な事態への実効的な対応等を図ることが示されているところ。「防衛計画の大綱」では、日米安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであるとの考え方の下、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することとされており、駐留軍等に対する労務提供等の業務の確実な実施は、こうした国の重点施策と整合するものである。

のレビューへ
での見直し

①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	国からの財政支出により機構の駐留軍等に対する労務提供等の業務が実施され、わが国の安全保障に寄与している。
	財政支出への依存度 (国費／事業費)	100% (4,087百万円／4,087百万円)
	② これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載
	③ 諸外国における公的主体による実施状況	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。 諸外国における類似業務の実施状況については、公開情報等により調査しているところであるが、さらに詳細な実態を把握すべく、関係機関に調査を依頼するなど引き続き調査することとしている。
	④ 財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、機構は、機構運営関係費(人件費、物件費)の抑制を図りつつ、当該業務を国と緊密な連携を図り、効率的に実施している。 これにより在日米軍の円滑な駐留が確保され、日本国の安全はもとより、極東における国際の平和及び安全に寄与している。
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、わが国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づくわが国の責務を果たすための事務である。 この労務提供等の業務は、廃止した場合、我が国の責務が果たせないばかりか、在日米軍の活動に支障を来し、日米安全保障体制はもとより、極東における国際の平和及び安全に影響を及ぼすおそれがあることから、真に不可欠な事務である。

事務・事業の見直し案（具体的措置）		事務・事業の廃止は行わないが、前期中期目標期間の期末（平成17年度末）の人員に対して、中期目標期間の期末（平成22年度）までに20％の人員削減を実施し、人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15％の縮減を図ることとしている。このため、業務運営の効率化を図るため、業務全般を見直し、業務の集約化を図り、機械的・定型的業務、民間の知識・技術を活用できる業務について、応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等のアウトソーシングを計画しているほか、業務・システムの最適化として、サーバの本部集中化等を計画している。さらに、平成20年度において本部事務所の移転を計画している。	
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）		前期中期目標期間の期末（平成17年度末）の人員に対して、中期目標期間の期末（平成22年度）までに20％の人員削減を実施し、人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15％の縮減を図る。	
理由		組織及び業務の見直しにより、業務運営の効率化を図るため。	
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否
	可	事業性の有無とその理由	－
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	－
		民営化に向けた措置	－
		民営化の時期	－
	否	民営化しない理由	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、わが国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、その性格上、国が責任をもって確実に実施すべき事務である。 この業務の性格を踏まえ、確実に業務を実施し得る体制が不可欠であるとの観点から、労務提供契約に基づく日米において業務を分担する日米共同管理の原則の下、国、機構及び在日米軍により分担実施しているところであり、これにより、我が国防衛の柱である日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制を確たるものにしていくところである。 この事務・事業は、万が一にもその実施が困難となり、日米安全保障体制に隙間を生じさせることのないよう、国の責任において果たすべきものであり、民営化はできない。

(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	－
			入札実施予定時期	－
			事業開始予定時期	－
			契約期間	－
		否	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。 また、当該業務は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施されているところである。具体的には、在日米軍は、必要に応じて日本側に労務提供の要求を行い、日本側は米側と調整の上、雇用契約を締結し米側に提供している。駐留軍等労働者の給与については、米側において就業状況を記録し、当該記録を日米間で確認した上、日本側が支給している。さらに、駐留軍等労働者の配置転換、制裁、解雇及び保護衣の貸与等については、米側の発議や要求により日米間でその合理性、必要性等について調整の上、日本側が実施している。 日本側が実施する業務については、雇用主として意思決定しなければならない雇用契約の締結や給与の決定等は国が、駐留軍等労働者や在日米軍との調整を含むその他の業務については、国と緊密に連携を図りつつ、機構が行っている。 日本側においては、事務処理上、米軍との調整を頻繁に実施していく必要があること、及びその過程において、米軍の部隊運用に関する情報を把握する必要があることから、官民競争入札等による事務の包括的な民間開放には馴染まない。 しかしながら、アウトソーシングが可能な業務については、今後も推進していく。	

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務	
	移管	移管の可否		否
		可	移管先	—
			内容	—
			理由	—
		否	移管しない理由	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であることから、地方分権推進計画において国の直接執行事務とされたものであり、当該業務を地方公共団体へ移管することはできない。また、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を確実に履行するためには、駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況にかんがみ、機構は雇用主である国との緊密な連携の下で、一体となって業務を行うことが必要不可欠である。かかる業務の特性から、他に当該業務を担わせる独立行政法人等はない。
	一体的実施	一体的実施の可否		否
		可	一体的に実施する法人等	—
			内容	—
			理由	—
		否	一体的実施を行わない理由	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、当該義務を確実に履行するためには、駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況にかんがみ、機構は雇用主である国との緊密な連携の下で、一体となって事務を処理することが必要不可欠である。かかる事務の特性から、一体的に実施する独立行政法人等はない。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	否
	理由	我が国は、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、在日米軍の任務遂行のために必要な駐留軍等労働者を雇用し、在日米軍に提供する責任を負っている。機構は、駐留軍等に対する労務提供等の業務を国と分担しており、それらを実施する上で在日米軍との調整等の業務を継続して確実に行う必要がある。万が一にもその実施が困難となり、日米安全保障体制に隙間を生じさせるようなことがあってはならないことから、この業務を実施する職員の身分については、争議権を持たない国家公務員とする必要がある。 さらに、このような業務は、条約上の責務の履行と在日米軍の任務や日米関係に支障が生じないよう外交上の見地からの配慮が求められるものであり、日米安全保障条約を前提とする我が国の安全保障上重要な業務であることから、駐留軍等労働者の候補者を選定して在日米軍に提示することを始めとして、いずれも在日米軍の信頼を確保できるような政治的中立性の下に行われる必要がある。 具体的には、機構は、職種ごとに駐留軍等労働者への求職者の募集を行い、適格者を選定して在日米軍に紹介するとともに、駐留軍等労働者の転任（他の部隊への異動）、配置転換（他の職種への異動）、制裁措置、人員整理等について在日米軍と調整を行っているが、駐留軍等労働者の職種には、空母の整備工、輸送船の船員、航空機の修理工、司令部高官の秘書など米軍の軍事活動に直結するものも含まれている。 また、機構（本部及び各支部）は、駐留軍等に対する労務提供等に関し、実施事務を行う日本側の機関として在日米軍と直接調整を実施しており、このような業務の過程において、基地の部隊の再編や増強等の米軍部隊の運用に関する情報を把握することができる。在日米軍はこのような情報が漏洩したり、政治的に利用されないよう強く求めており、政治的中立性の下に在日米軍との調整を担う必要がある。 このようなことから、機構の職員は、争議権を持たず、かつ政治的中立性を担保できる国家公務員とする必要性がある。 なお、在日米軍は、機構職員は本来政府が担うべき役割を果たしているとの見解を示している。
(6) 組織面の見直	見直し案 （廃止、民営化、体制の再編・整備等）	事務・事業の廃止、民営化等に伴う組織の見直しは行わないが、平成18年度においては、業務の集約化によるポストの削減等、平成19年度においては、呉支部と岩国支部の統合等を実施したところ、平成20年度以降、引き続き業務の集約化によるポストの削減を行うとともに、在日米軍の再編状況等を踏まえ、那覇支部及びコザ支部並びに富士支部及び座間支部の統合を計画している。

駐留軍等に対する
し

理由

駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であることから、これを確実に履行するため、独立行政法人本体の廃止・民営化等を行わない。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		機構の役職員の報酬、給与及び総人件費について、総務省のガイドラインに基づき、機構のホームページ及び広報誌に掲載している。
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)		・機構のホームページに掲載している職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標: 83.6 ・参考ラスパイレス指数: ① 地域 84.1 ② 学歴 83.2 ③ 地域・学歴 83.8
	人件費総額の削減状況		平成18年度における「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比で△7.5%減少している。その主な要因としては、今中期目標等に定めた前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員に対して、中期目標期間の期末(平成22年度)までに20%の人員削減の実施に向け、職位数を16名削減したことなどが挙げられる。
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	組織の抜本的な見直し(支部の統廃合を含む。)、アウトソーシング及び業務・システムの最適化等を推進することにより、前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員に対して、中期目標期間の期末(平成22年度)までに20%の人員削減を実施し、人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15%の縮減を図る。このため、業務運営の効率化を図るため、業務全般を見直し、業務の集約化を図り、機械的・定型的業務、民間の知識・技術を活用できる業務について、応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等のアウトソーシングを計画しているほか、業務・システムの最適化として、サーバの本部集中化等を計画している。さらに、平成20年度において本部事務所の移転を計画している。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	組織の抜本的な見直し(支部の統廃合を含む。)、アウトソーシング及び業務・システムの最適化等を推進することにより、前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員に対して、中期目標期間の期末(平成22年度)までに20%の人員削減を実施し、人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15%の縮減を図る。
	③民間委託による経費節減の取組内容		今中期目標期間中に、機構の業務のうち機械的・定型的業務、民間の知識・技術を活用できる業務について、応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等のアウトソーシングを実施することとしている。
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		各職員にパソコンを配置し、機構情報システム環境を整備するとともに、指紋認証装置の導入等によるセキュリティ対策の強化、IP電話の導入による経費の削減を実施した。 また、業務・システムの最適化等として、サーバの本部集中化等を計画しているほか、電子決裁機能の導入による意志決定の迅速化及び文書管理機能の導入による情報資産の一元管理を計画している。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		機構のホームページに、入札公告、落札者の公示及び随意契約の状況を掲示し、透明性を確保している。	
	見直しの方向		機構のホームページにおいて、法人と機構との契約状況について資金面及び人的関係の情報を一体として公開することにより、更なる透明性を確保することとする。	
	関連法人	名称	該当なし	合計
		契約額		
		うち随意契約額（％）		
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）		
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙	合計
		契約額		
		うち随意契約額（％）		
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）		
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に基づき平成19年9月末までに提出			
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	中期目標において、人員の20%削減及び機構運営関係費の15%縮減など定量的な目標を設定するとともに、支部組織のスリム化に際して、管理する駐留軍等労働者数に応じて支部間のバランスを考慮するなど具体的な指標を示している。
	今後の取組方針	引き続き具体的かつ定量的な指標の設定に努める。
(2) 国民による 意見の活用	現状	機構のホームページに業務実績報告書を始め、各種資料を公表資料として掲載するとともに、各支部の窓口業務実績報告書を閲覧用に設置しているほか、来訪者がインターネットを利用できる環境を整えている。また、各種問い合わせについては、さわやか行政サービスの一環として、各職員が問い合わせ内容等を正確に把握し、速やかに回答できるよう努めているほか、機構のホームページに、メールによる問合せ機能を付し、よくある質問はQ & A方式により取りまとめている。 また、駐留軍等労働者からは、福利厚生に関する業務を実施する上で、教養文化活動にあっては福利厚生委員会において今後の事業内容について、退職準備研修にあっては研修後において受講した内容について、それぞれ意見等を聴取し活用しているところである。
	今後の取組方針	さわやか行政サービスにも示されているように、わかりやすく、丁寧かつ迅速なサービスに努めるとともに、機構の窓口及びホームページに寄せられる国民からの意見等については、機構の運営や評価への活用にも努めるものとする。 また、駐留軍等労働者からも引き続き意見等の聴取を行い、業務運営の適正化に努める。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	通則法第19条第4項の規定に基づき監事が実施する監査のほか、機構の業務の適正な運営に資すること等を目的に、内部監査部門を設置し、各年度の監査計画を作成し、重視事項等を定め、機構業務の全般にわたって定期的に監査を実施している。なお、平成18年度から、監査を所掌する監査役について、理事長直轄の組織として独立させたところである。 また、職員養成研修として、公務員倫理や情報セキュリティに関するカリキュラムを導入するほか、職員に倫理意識の啓発用ビデオを視聴させるなどの取組みを実施しており、さらに業務担当職員に対しては、労務管理、労務給与及び労務厚生の各担当業務を適正かつ効率的に実施できるよう各種業務研修及び担当者会議を定期的に実施しているところである。
	今後の取組方針	監査上必要な事項及び情報提供を受けるため、他の法人及び国の機関など監査組織との連携を図るとともに、コンプライアンスへの対応として、監査マニュアルの見直しを行うなどの強化を図る。 組織としては、中期目標に掲げられた目標を適正かつ確実に達成するため、適正な人事配置並びに各職員に対する業務研修及び担当者会議等を積極的に推進する。

(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、自己収入を得るような事務ではなく、財源の全てを運営費交付金により賄っていることから、業務運営の効率化等により経費の抑制に努めている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	労務管理の実施、給与の支給、福利厚生の実施及び法人共通の四つのセグメントごとに管理を行っている。	
	今後の取組方針	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、自己収入を得るような事務ではなく、財源の全てを運営費交付金により賄っていることから、引き続き、セグメントごとに管理し、予算の執行状況を適切に把握するとともに、業務運営の効率化等により経費の抑制に努めていく。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		金額
	共同研究資金	—	—
	利用料	—	—
	寄付金	—	—
	知的財産権	—	—
	その他	消費税の還付等	6百万円
	計	—	6百万円

	見直し案	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、自己収入を得るような事務ではない。
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	機構のホームページについて、平成17年4月に更新を行い、業務実績及び調達情報等の項目を新たに増やすとともに、デザインを一新してより親しみのあるものとした。
	今後改善を予定している点	・機構ホームページのデザインの陳腐化を避けるため、定期的にデザインを一新し、機構の最新の運営状況の公表に努め、より見やすいWebの運用を目指す。 ・定期的に発行している機構広報誌のデザインを一新し、駐留軍等労働者に関する業務の運営状況を掲載する内容を含め、より見やすく、親しみやすい内容として、機構からのメッセージを広く周知できるよう工夫する。
その他		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	防衛省
-----	-----

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
駐留軍等労働者労務管理機構	特定事業執行型(その他(共済・保険・労務提供等型)、資産債務型)	駐留軍等に対する労務提供等		前中期目標期間終了時における勧告の方向性の指摘事項 1 スリム化及びコスト削減 ① 組織のあり方について抜本的な見直しを行い、本部については、管理部門を極力縮小し、支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、組織のスリム化及び統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性、配置状況等に応じた適正な規模の職員配置を行う。 ② 駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。 ③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。 2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた上記1で示した業務運営の効率化に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。	政策評価・独立行政法人評価委員会	②	前期中期目標期間終了時において決定された見直し内容に従って、中期目標において、組織の抜本的な見直し(支部の統廃合を含む。)、アウトソーシング及び業務・システムの最適化等を推進することにより、前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員に対して、中期目標期間の期末(平成22年度)までに20%の人員削減を実施し、人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度を基準として、中期目標期間の最終年度までに15%の削減を図ることを指示している。 機構は、これらの目標を達成するために、業務全般を見直して、業務の集約化及びアウトソーシングの活用等により、ポストの削減及び支部の統合等を実施するとともに、業務・システムの最適化等を推進することにより、各年度平均して、人員について4%の削減、機構運営関係費について、人件費の4%及び物件費の2%の抑制を計画した。 平成18年度においては、業務の集約化等により、人員4%を削減し、人件費7.4%、物件費3.3%を抑制し、平成19年度においても、岩国支部と呉支部を統合するなど着実に取り組んでいるところである。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

実物資産の処分に係る具体的措置(その①)

府省名：防衛省			独立行政法人名：独) 駐留軍等労働者労務管理機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	独) 駐留軍等労働者労務管理機構 三沢支部	3	青森県三沢市平畑1-64-161	1	1	1,548.80	247.40
2	独) 駐留軍等労働者労務管理機構 座間支部	3	神奈川県座間市相武台1-6067	1	1	2,495.62	377.91
3	独) 駐留軍等労働者労務管理機構 岩国支部	3	山口県岩国市中津町2-15-35	1	1	720.82	177.23
4	独) 駐留軍等労働者労務管理機構 佐世保支部	3	長崎県佐世保市平瀬町3-2	1	1	1,150.19	248.47
5	独) 駐留軍等労働者労務管理機構 コザ支部	3	沖縄県沖縄市久保田3-5-10	1	1	1,273.42	378.36

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 駐留軍等労働者労務管理機構			府省名	防衛省
No.	1～5	施設名	三沢、座間、岩国、佐世保、コザ支部	用途	1
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 駐留軍等に対する労務提供等の業務については、事務・事業の見直しは行わないが、当該各施設は、引き続き使用に耐えることから、維持費等と資産を売却し民間からの賃借を活用した場合の費用比較及び駐留軍等労働者の利便性等を勘案した上で、より経済的・合理的な方策をとることとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：－					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 駐留軍等労働者労務管理機構		府省名	防衛省	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)					
A B C D E F G H I J K L M N	合 計	:	1,243 百万円	内 貸付金	: 百万円
				内 割賦債権	: 百万円
	現金及び預金	:	1,243 百万円		
	有価証券	:	百万円		
	受取手形	:	百万円	内 貸付金	: 百万円
	売掛金	:	百万円	内 割賦債権	: 百万円
	投資有価証券	:	百万円		
	関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式	
	関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券	
	長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金	
	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの	
	長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの	
	破綻債権等	:	百万円	内 貸付金	: 百万円
				内 割賦債権	: 百万円
	積立金	:	百万円		
	出資金	:	百万円		

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独)駐留軍等労働者労務管理機構	府省名	防衛省
○政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性			
機構は、財源の全てを運営費交付金により賄っており、平成18年3月31日時点での金融資産としては現金及び預金1,243百万円を計上している。 現金及び預金の内訳としては、未払金等306百万円、中期目標期間における経費の抑制の実施に伴う執行残等に係る積立金937百万円である。なお、積立金937百万円については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条に基づき中期目標終了時において国庫に返納している。			

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開 (関連法人以外の契約先)

名 称	契 約 額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者（随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数）
(相) 明治安田生命保険	4,734千円	4,734千円	100.0%
N E C ネクスソリューションズ	1,888千円	1,888千円	100.0%
N E C リース株式会社	95,921千円		0.0%
あいおい損害保険株式会社	18,331千円		0.0%
医療法人 社団昌栄会相武台病院	3,352千円	3,352千円	100.0%
医療法人 社団相和会淵野辺総合病院	1,890千円	1,890千円	100.0%
医療法人財団立川中央病院	1,484千円	1,484千円	100.0%
医療法人財団南葛勤務協成病院健診センター	1,249千円	1,249千円	100.0%
医療法人社団崎陽会日の出ヶ丘病院	1,638千円	1,638千円	100.0%
医療法人社団仁風会青木病院	4,768千円	4,768千円	100.0%
医療法人社団進興会	2,316千円		0.0%
医療法人社団優和会	6,649千円		0.0%
医療法人中部徳洲会病院	162千円	162千円	100.0%
イワキ株式会社	3,440千円	3,440千円	100.0%
植村被服有限会社	20,096千円	20,096千円	100.0%
沖縄月星株式会社	8,696千円		0.0%
一(個人)	2,280千円	2,280千円	100.0%
一(個人)	1,069千円	1,069千円	100.0%
一(個人)	1,279千円	1,279千円	100.0%
株式会社 ジェイティービーベネフィット	46,715千円	46,715千円	100.0%
株式会社 第一印刷所東京本部	3,076千円		0.0%
株式会社 日本システムティベロップメント	59,304千円		0.0%
株式会社 ヒロケイ	21,882千円		0.0%
株式会社 保健同人社	1,860千円	1,860千円	100.0%
株式会社BSNアイネット	1,890千円		0.0%
株式会社エヌ・ティ・ティ・アセット・プランニング 東海	4,901千円	4,901千円	100.0%
株式会社クレストコンサルティング	9,975千円		0.0%
株式会社日立情報システムズ	94,500千円	94,500千円	100.0%
一(個人)	6,840千円	6,840千円	100.0%
合資会社 ビバ	691千円		0.0%
財団法人 駐留軍労働福祉財団	1,837千円	1,837千円	100.0%
財団法人神奈川県駐労福祉センター	4,098千円	4,098千円	100.0%
財団法人結核予防会神奈川支部	76,840千円		0.0%
財団法人シルバーリハビリテーション協会八戸西検診プラザ	10,773千円	10,773千円	100.0%
佐世保市映画興行協会	946千円	946千円	100.0%
佐世保同仁会病院	13,663千円	13,663千円	100.0%
一(個人)	1,080千円	1,080千円	100.0%
社会福祉法人聖テレジア会総合病院聖ヨゼフ病院	3,061千円	3,061千円	100.0%
昭和の森総合サービス株式会社	1,994千円	1,994千円	100.0%
昭和飛行機工業株式会社	27,546千円	27,546千円	100.0%
スター服装株式会社	11,401千円		0.0%
セコム株式会社	1,247千円		0.0%
竹川胃腸科医院	2,520千円	2,520千円	100.0%
一(個人)	3,960千円	3,960千円	100.0%
中央青山監査法人	3,364千円	3,364千円	100.0%
駐留軍要員健康保険組合	7,049千円	7,049千円	100.0%
テフ・スツク株式会社立川オフィス	1,182千円	1,182千円	100.0%
一(個人)	1,176千円	1,176千円	100.0%
西尾株式会社	1,726千円	1,726千円	100.0%
一(個人)	4,332千円	4,332千円	100.0%
日昭産業有限会社	8,538千円	8,538千円	100.0%
一(個人)	2,280千円	2,280千円	100.0%
一(個人)	1,176千円	1,176千円	100.0%
富士ゼロックス株式会社	1,132千円	1,132千円	100.0%
富士通エフ・アイ・ビー株式会社	1,281千円	1,281千円	100.0%
富士見産業株式会社	2,052千円	2,052千円	100.0%
一(個人)	1,025千円	1,025千円	100.0%
一(個人)	2,280千円	2,280千円	100.0%
三沢市立三沢病院	258千円	258千円	100.0%
ミドリ安全佐賀株式会社	4,212千円		0.0%
ミドリ安全府中株式会社	3,592千円		0.0%
森ビル株式会社	634,680千円	634,680千円	100.0%
山本汽船株式会社	18,559千円	18,559千円	100.0%
有限会社 寿商事	1,346千円	1,346千円	100.0%
有限会社新垣産業	8,150千円		0.0%
有限会社松長商会	21,463千円		0.0%
一(個人)	1,236千円	1,236千円	100.0%
医療法人敬愛会ちばなクリニック	369千円	369千円	100.0%
沖縄市アメニティプラン 株式会社	6,233千円	6,233千円	100.0%
株式会社岡田屋	14,077千円	14,077千円	100.0%
株式会社沖縄三越	2,491千円	2,491千円	100.0%
株式会社オリエンタル	1,730千円	1,730千円	100.0%
株式会社金原	16,501千円	3,806千円	23.1%
株式会社京浜クリーンナップ興業	1,338千円	1,338千円	100.0%
株式会社差波商会	8,498千円		0.0%
株式会社サンコー	1,726千円	1,726千円	100.0%
株式会社三虎	4,304千円		0.0%

株式会社シモン	21,860千円	3,492千円	16.0%	0人（0人）
---------	----------	---------	-------	--------

株式会社トモエ	28,877千円	28,877千円	100.0%	0人(0人)
株式会社ノサックス	3,364千円	3,364千円	100.0%	0人(0人)
株式会社日立キャピタル	2,280千円	2,280千円	100.0%	0人(0人)
株式会社ヒューマックスシネマ	1,911千円	1,911千円	100.0%	0人(0人)
株式会社ふるや	39,180千円	39,180千円	100.0%	0人(0人)
株式会社村瀬ビル	37,674千円	37,674千円	100.0%	0人(0人)
株式会社モンヤ	2,693千円		0.0%	0人(0人)
株式会社ヤマシン	2,835千円		0.0%	0人(0人)
株式会社ラグナガーデンホテル	1,576千円	1,576千円	100.0%	0人(0人)
株式会社ワナー・マイカワナー・マイカ・シネマ 海老名	2,760千円	2,760千円	100.0%	0人(0人)
株式会社日進商会	47,339千円		0.0%	0人(0人)
株式会社國場組	9,020千円	9,020千円	100.0%	0人(0人)
一(個人)	1,236千円	1,236千円	100.0%	0人(0人)
一(個人)	1,108千円	1,108千円	100.0%	0人(0人)
合資会社 幸商事	30,379千円	30,379千円	100.0%	0人(0人)
財団法人沖縄県総合保険協会	92,102千円	3,704千円	4.0%	0人(0人)
財団法人結核予防会複十字病院	1,638千円	1,638千円	100.0%	0人(0人)
財団法人東京駐留軍離職者対策センター	1,805千円	1,805千円	100.0%	0人(0人)
財団法人日産厚生会診療所	1,008千円	1,008千円	100.0%	0人(0人)
財団法人山口県予防保健協会	7,564千円		0.0%	0人(0人)
財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター	3,880千円	3,880千円	100.0%	0人(0人)
社団法人沖縄県労働基準協会	1,349千円	1,349千円	100.0%	0人(0人)
一(個人)	1,063千円	1,063千円	100.0%	0人(0人)
一(個人)	1,236千円	1,236千円	100.0%	0人(0人)
有限会社サット	9,665千円		0.0%	0人(0人)
有限会社山陽冷熱	5,229千円	5,229千円	100.0%	0人(0人)
有限会社スタハチ	1,273千円	1,273千円	100.0%	0人(0人)
有限会社ディティ商事	1,668千円	1,668千円	100.0%	0人(0人)

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	駐留軍等労働者労務管理機構	府省名	防衛省
資産との関連を有する事務・事業の名称	駐留軍等に対する労務提供等		
資産との関連を有する事務・事業の内容	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。 また、当該業務は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施されているところである。具体的には、在日米軍は、必要に応じて日本側に労務提供の要求を行い、日本側は米側と調整の上、雇用契約を締結し米側に提供している。駐留軍等労働者の給与については、米側において就業状況を記録し、当該記録を日米間で確認した上、日本側が支給している。さらに、駐留軍等労働者の配置転換、制裁、解雇及び保護衣の貸与等については、米側の発議や要求により日米間でその合規性、必要性等について調整の上、日本側が実施している。 日本側が実施する業務については、雇用主として意思決定しなければならない雇用契約の締結や給与の決定等は国が、駐留軍等労働者や在日米軍との調整を含むその他の業務については、国と緊密に連携を図りつつ、機構が行っている。 このように、機構は、我が国の責務を分担し労務提供等の業務を実施することにより、我が国防衛の柱である日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制の一翼を担っているところである。		
国からの財政支出額	4,086,887	支出予算額	4,086,887
対19年度当初予算増減額	△97,246	対19年度当初予算増減額	△97,246
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	現金及び預金については、機構の事務・事業に係る未払金等及び中期目標期間における経費の抑制の実施に伴う執行残等であり、積立金については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条に基づき中期目標終了時において国庫に返納している。		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名		駐留軍等労働者労務管理機構		府省名		防衛省	
(その他型)							
事業類型		☐ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☒ 共済・保険・労務提供等	
事務・事業の名称		駐留軍等に対する労務提供等					
事務・事業の内容		駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務である。 また、当該業務は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施されているところである。具体的には、在日米軍は、必要に応じて日本側に労務提供の要求を行い、日本側は米側と調整の上、雇用契約を締結し米側に提供している。駐留軍等労働者の給与については、米側において就業状況を記録し、当該記録を日米間で確認した上、日本側が支給している。さらに、駐留軍等労働者の配置転換、制裁、解雇及び保護衣の貸与等については、米側の発議や要求により日米間でその合規性、必要性等について調整の上、日本側が実施している。 日本側が実施する業務については、雇用主として意思決定しなければならない雇用契約の締結や給与の決定等は国が、駐留軍等労働者や在日米軍との調整を含むその他の業務については、国と緊密に連携を図りつつ、機構が行っている。 このように、機構は、我が国の責務を分担し労務提供等の業務を実施することにより、我が国防衛の柱である日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制の一翼を担っているところである。					
国からの財政支出額		4,086,887		支出予算額		4,086,887	
対19年度当初予算増減額		△97,246		対19年度当初予算増減額		△97,246	
官民競争入札等 (①)	検討	否					
	理由	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。 また、当該業務は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施されているところである。具体的には、在日米軍は、必要に応じて日本側に労務提供の要求を行い、日本側は米側と調整の上、雇用契約を締結し米側に提供している。駐留軍等労働者の給与については、米側において就業状況を記録し、当該記録を日米間で確認した上、日本側が支給している。さらに、駐留軍等労働者の配置転換、制裁、解雇及び保護衣の貸与等については、米側の発議や要求により日米間でその合理性、必要性等について調整の上、日本側が実施している。 日本側が実施する業務については、雇用主として意思決定しなければならない雇用契約の締結や給与の決定等は国が、駐留軍等労働者や在日米軍との調整を含むその他の業務については、国と緊密に連携を図りつつ、機構が行っている。 日本側においては、事務処理上、米軍との調整を頻繁に実施していく必要があること、及びその過程において、米軍の部隊運用に関する情報を把握する必要があることから、官民競争入札等による事務の包括的な民間開放には馴染まない。 しかしながら、アウトソーシングが可能な業務については、今後も推進していく。					
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	労務提供等の業務は、わが国の防衛の柱である日米安全保障体制の中核的な要素である在日米軍で働く駐留軍等に対する労務提供等の業務であり、対価収受を行うような業務ではない。					
	受益者負担金 (算定方法、総計)	—					
	運営コスト (内訳、総計)	—					
	受益者負担金－運営コスト	—					
	見直し案	—					

他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定（在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される）を受け、合衆国政府と日本政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、当該義務を確実に履行するためには、駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況にかんがみ、機構は雇用主である国との緊密な連携の下で、一体となって事務を処理することが必要不可欠である。かかる事務の特性から、一体的に実施する独立行政法人等はない。
	内容	—
	理由	—
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	各支部
	一体的実施の可否	機構は複数の支部を設置しているが、それぞれが全国に散在する在日米軍施設に勤務する駐留軍等労働者及び当該米軍施設の担当官と調整しながら労務提供等の業務を処理していることから、一体的に実施することはできない。 しかしながら、支部については、統廃合により効率化を図ることとしており、平成１９年４月には、呉支部を岩国支部に統合したところ、平成２０年度以降、引き続き業務の集約化によるポストの削減を行うとともに、在日米軍の再編状況等を踏まえ、那覇支部及びコザ支部並びに富士支部及び座間支部の統合を計画している。
	内容	—
	理由	—